

監査役会の特徴が内部監査部門規模の決定に与える影響について

湯下 薫 (岡山理科大学経営学部)

要約:

本研究は、監査役会の特徴が内部監査部門規模の決定についてどのような影響を与えるのか検証し、内部監査に力を入れている企業の特徴を明らかにしたものである。本研究では、監査役会設置企業の2017年と2018年のデータ、1719企業・年を使い検証を行った。その結果、監査役会の規模が大きいくほど、内部監査部門の規模も大きくなることを明らかにした。この結果は、監査役の機能と内部監査の機能が補完的な関係にある可能性を示唆する。

キーワード:

内部監査, 内部監査部門規模, 上場企業, 監査役設置会社

1. はじめに

本論文の目的は、内部監査部門投資規模の決定要因を検証することである。法律で実施が強制されておらず、実施範囲も実施基準もないことから、内部監査部門投資規模にはその企業の内部監査への考え方や姿勢が表れているといえる。内部監査部門投資規模の決定要因を明らかにすることで、内部監査に力を入れている企業の特徴を明らかにする。

まず第2章で、研究の背景と問題意識について述べる。第3章で先行研究を整理し、第4章で仮説を設定する。第5章でモデルを示し、サンプルを抽出する。第6章で分析し、第7章で本研究の貢献と限界について述べる。

2. 研究の背景と問題意識

2. 1. 研究の背景

安倍内閣発足以降、成長戦略の一環としてコーポレートガバナンス改革に向けた取り組みが行われてきた。この取り組みの一環として2014年2月にステュワードシップ・コードが策定され、2015年6月からはコーポレートガバナンス・コードが適用開始された。コーポレートガバナンス・コードは3年ごとに改定が行われ、2024年にも改訂が予定されてい

る。また、2019年には社外取締役の設置の義務化を定めた改正会社法が国会で成立し、2021年中に施行されることとなった。このようなコーポレートガバナンス強化を進める風潮の中、コーポレートガバナンスの中で、企業内部における企業統治活動である内部統制におけるモニタリング活動に当たる内部監査へ期待が集まっている。

そもそも内部監査とは、内部監査基準 1.0.1 によると「組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、ガバナンス・プロセス、リスク・マネジメントおよびコントロールに関連する経営諸活動の遂行状況を、内部監査人としての規律遵守の態度をもって評価し、これに基づいて客観的意見を述べ、助言・勧告を行うアシュアランス業務、および特定の経営諸活動の支援を行うアドバイザー業務である。」(一般社団法人日本内部監査協会, 2014)と定義されている。この定義から分かるように、内部監査とは企業自身が、自身のために行う活動である。したがって、その内容や効果は外部からは分かりにくい。

2. 2. 問題意識

内部監査への期待が高まっているにもかかわらず、内部監査は企業自身が行う企業内部のための活動であるという性質から、企業の外部からでは内部監査の内容やその効果は分かり難い。そこで、本論文で、内部監査部門の規模の決定に監査役会の特徴がどのような影響を与えるかを統計的な手法を用いて明らかにすることで、内部監査に関する知見を多少得ることができると考える。

3. 先行研究

内部監査部門規模の決定要因に関する研究はいくつか行われている。まず、Carcello et al. (2005)は、2001年8月1日から2002年7月31日までの会計期間の総資産2億ドルから5億ドルの米国企業2298社の中で、内部監査協会の会員が1名以上在籍する企業945社を抽出した。抽出した企業にアンケートを行い、回答が得られた217社のデータを用いて回帰分析を行った。彼らは、内部監査部門規模を内部監査部門へ与えられた予算の金額で測定した。その上で、内部監査部門規模が大きい企業には、企業規模が大きい、レバレッジが大きい、金融業やサービス業あるいは公益性の高い産業である、監査委員会が内部監査部門の予算を監視してる、といった特徴があることを示した。

Carcello et al. (2005)では内部監査部門の規模を、内部監査部門に所属する人員の人数

で捉えた場合の分析も行った。その結果、内部監査部門規模と正の関係が有るのが、企業規模、監査委員会の会議の回数であると示した。逆に、内部監査部門規模と負の関係が有るのがセグメント数、総資産に対する売掛金及び棚卸資産の金額、レバレッジ、5大監査法人の監査を受けていること、であることを示した。

Baruna et al. (2010)はSECに登録された181社のデータを用いて、回帰分析を行うことで内部監査部門の規模と監査委員会との関係を検証した。その結果、監査員会に監査の専門家の存在と、監査委員会のメンバーの平均在職期間がそれぞれ内部監査部門規模との間に正の関係があった。つまり、監査委員会に監査の専門家が少なくとも1名含まれていることで内部監査部門の規模が大きくなり、監査委員会のメンバーの平均在職期間が長いほど内部監査部門の規模が大きくなることを示す。逆に、監査委員会の会議の回数で代理した監査委員の勤勉さと、内部監査部門の規模の間に負の関係があり、監査委員が勤勉であるほど内部監査部門の規模が小さくなることを意味する。

さらに、Serens and Abdolmohammadi(2011)は、内部監査部門の所属人数を「絶対的内部監査規模(absolute internal audit function size)」、内部監査部門の所属人数を総従業員数で除したものを「相対的内部監査部門規模(relative internal audit function size)」と定義した。そして、各企業の内部監査部門を通じたモニタリングに対する投資額を測定するには、絶対的内部監査部門規模ではなく、相対的内部監査部門規模を用いるのが妥当であると指摘している。その上で、相対的内部監査部門規模の大きさと、経営者の持株比率との間に正の関係があることを示した。さらに、独立取締役比率との間には負の関係があることも明らかにし、独立取締役と内部監査は代替的な関係にあると解釈した。

最後にAnderson et al. (2012)では、SOX法制定後の北米において、内部監査部門の規模の決定要因について検証した。彼らは、内部監査部門に所属する従業員の人数の自然対数で測定した。北米の内部監査協会の協力のもと、2006年8月から2006年11月の間にアンケート調査を行い、集まった173社のデータを用いて、実証検証を行った。その結果、内部監査部門規模と監査委員会のガバナンスの有効性との間に正の関係が見られた。つまり、監査委員会のガバナンスが効いているほど、内部監査部門への投資が行われることを示唆する。また、企業規模との間にも正の関係が見られ、大企業ほど内部監査部門へ投資する傾向にあると言える。

このように先行研究では、内部監査部門規模へ影響を与える要素として、監査委員会、企業規模、産業、レバレッジ等があることが示されている。

4. 仮説の設定

コーポレートガバナンス・コードの補充原則 4-13-3 において、「上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保するべきである。」と規定している。さらに、日本監査役協会が作成した「監査役監査基準」¹⁾では、監査役会と内部監査部門について以下のよう
に書かれている。

38 条 1 項 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署（本基準において「内部監査部門等」という。）と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努める。

38 条 2 項 監査役は、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求める。監査役は、内部監査部門等の監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に実効的に活用する。

39 条 2 項 監査役は、その職務の執行に当たり、親会社及び子会社の監査役、内部監査部門等及び会計監査人等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図るよう努める。

このように、監査役と内部監査は連携して活動していると考えられる。Burua et al. (2010)によると、監査委員会の規模が大きいと、内部監査部門の対処しなくてはならない問題が増え、仕事が増えるため内部監査部門への投資が増加する。よって、次の仮説を立てた。

仮説 1 監査役会規模が大きいほど、内部監査部門の規模が大きい。

監督する監査役が専門知識を有していると、より有効な監督が行えると考えられる。監査委員会に監査の専門家がいるとより効果的に企業内部を監督できることから、内部監査部門の予算が減少する(Burua et al. 2010)。よって、監査役会も同様である可能性がある。また、監査役が行う監査の範囲は会計に限定されていないことから、監査役が監査を行う上で有用な知識は、監査の専門知識だけではなく財務や税務、そして法律も含まれると考えられる。したがって次のような仮説を立てた。

仮説 2： 監査役会に占める財務・税務あるいは法律の専門家の割合が大きいと、内部監査部門の規模が小さくなる。

5. モデルとサンプル抽出

5. 1. モデル

本研究では、内部監査部門の相対的な規模が何によって決まるのかを表す式として以下の式を立てた。

$$\begin{aligned} \ln IA = & \alpha_0 + \alpha_1 ADSize + \alpha_2 PctExpA + \alpha_3 Ind_D + \alpha_4 \ln Assets + \alpha_5 LEV + \alpha_6 CFO \\ & + \alpha_7 PBR + \alpha_8 Dif_{Owner} + \alpha_9 DIR + \alpha_{10} NumSeg + \beta_{11} \ln Age + YearD \\ & + IndustryD + \varepsilon. \end{aligned}$$

表 1 変数の定義

変数	定義	予想される符号
<i>LnIA</i>	内部監査部門の人数に 1 を足したものの自然対数。	
<i>ADSize</i>	監査役の数	+
<i>PctExpA</i>	財務の専門家あるいは法律の専門家である監査役が、監査役の総数に占める割合。	+
<i>Ind_D</i>	社外取締役が取締役会に占める割合。	
<i>LnAssets</i>	総資産額の自然対数。	
<i>LEV</i>	長期負債総額を総資産額で除したもの。	
<i>CFO</i>	営業キャッシュフローの金額を総資産額で除し、100 かけたもの。	
<i>PBR</i>	決算期末株式時価を自己資本額で除したもの。	
<i>Dif_Owner</i>	所有株式数第 1 位が所有株式数が、発行済み株式数に占める割合。	
<i>DIR</i>	役員が保有する株式総数が、発行済み株式総数に占める割合。	
<i>NumSeg</i>	セグメント数	

表 1 の続き

<i>LnAge</i>	Log(1+創業年数)
<i>YearD</i>	年次ダミー
<i>IndustryD</i>	産業ダミー

表 1 に変数についてまとめた。被説明変数である LnIA は、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価している部門である内部監査部門に所属する、従業員の数に 1 を足し、自然対数をとったものである。この変数は、内部監査部門の規模を表す。LnIA が大きいことは、多くの人間が内部監査に関わっていることを意味し、したがって企業が内部監査によるモニタリングへ多く投資を行い、規模が大きいことを意味する。

説明変数は、ADSize、PctExpA である。ADSize は監査役の数であり、監査役会の規模を表す変数である。ADSize が大きいと監査役会規模が大きいことを意味し、係数が有意に正であれば仮説 1 が支持される。次に、PctExpA は監査役会に占める、財務・税務の専門家あるいは法律の専門家である社外監査役の割合である。本研究では、財務の専門家を税理士あるいは公認会計士、法律の専門家を弁護士と定義した。PctExpA が大きいと、監査役会に占める、財務・税務の専門家あるいは法律の専門家の割合が大きいことを意味し、係数が有意に負であれば仮説 2 が支持される。

コントロール変数は、Ind_D、LnAssets、LEV、CFO、PBR、Dif_Owner、DIR、NumSeg、そして LnAge である。社外取締役はモニタリングにおいて重要な役割を果たすため、内部監査への投資の必要性を減少させる可能性がある (Serens and Abdolmohammadi 2011) ことから、社外取締役の割合をコントロールする必要がある。よって、取締役会に占める社外取締役の割合を表す Ind_D をモデルに入れる。Carcello et al. (2005) などの先行研究によると、企業規模は内部監査部門へ影響を与える (Wallece and Kreutzfeldt, 1991; Carcello et al., 2005; Goodwin-Stewart and Kent, 2006) ため、コントロールする必要がある。そこで、企業規模を総資産額の自然対数で測定し LnAssets としてモデルに入れる。また、Carcello et al. (2005) によると、企業は重大なリスクに直面している場合、および内部監査に十分に投入できる資源を有している場合に、内部監査へより投資することが予想されるとしている。そこで負債比率を表す LEV、営業キャッシュフロー (CFO) をいれ、財務的なリスクをコ

ントロールする。また、成長途中の企業はガバナンスに力を入れる余裕がないことが考えられることから、株価純資産率(PBR)を入れる。さらに、監督対象である企業の複雑さをコントロールするために、会社のセグメント数(NumSeg)を入れる。監査対象である会社が複雑であるほど、内部監査部門規模を大きくする必要があると考えられるためである。最後に、創業から年月が経っている企業ほど余裕があり、ガバナンスの強化が進んでいると考えられるため創業年数を表すLnAge も入れる。所有と経営の分離が進むと、株主と経営者の利害に不一致が生じるため、モニタリングの需要が高まる(Serens and Abdolmohammadi 2011)。モニタリングの需要が高まると、内部統制のモニタリング活動の 1 つである内部監査への需要も高まり、内部監査への投資が促進されると予想される。そこで、株式保有の分散の度合いをコントロールするため、株式保有の分散度を表す Dif_Owner をモデルに含める。最後に経営者と株主の利害が一致していれば、モニタリングへの需要が減少すると予想される(Serens and Abdolmohammadi 2011)ことから、役員による株式保有の割合もコントロールする必要がある。よって、役員による株式保有の割合を表す DIR をモデルに入れる。

5. 2. サンプル抽出とデータ

本研究では、2017年3月末時点または2018年3月末時点で東京証券取引所1部に上場していた3月決算の非金融業の企業を当初サンプルとして収集した。その結果、2017年が1325企業、2018年が1351企業の合計2676企業・年が当初サンプルとして集まった。そして、次に示す要件に該当するサンプルを除外して、検証に用いる最終サンプルを抽出した。

要件1：決算月数が12ヶ月ではない企業

要件2：内部監査部門の人員数を有価証券報告書において明記していない企業

要件3：監査役会設置会社以外の企業

要件4：分析に必要なデータが入手できない企業

表2に、当初サンプルから最終サンプルに至るまでのサンプル抽出過程を示した。最終サンプルは2017年が876企業、2018年が844企業の合計1720企業・年である。内部監査人の人数と監査役の人数、監査役の専門性に関する情報。そして創業年は有価証券報告書より、手作業にて直接収集した。また、総従業員数、総資産額、長期負債総額、セグメント数は日本経済新聞デジタルメディア『日経 NEEDS』より入手した。CFO、PBR、Dif_Owner、DIRは、

日本経済新聞デジタルメディア『日経 Cges』より入手した。

また、異常値による検証結果への影響を緩和するため、検証に使用する連続変数について、各年度の分布における 1 パーセンタイル値以下(99 パーセンタイル値以上)を異常値とみなし、1 パーセンタイル値(99 パーセンタイル値)に置換を行った。

表 2 サンプル抽出

当初サンプル	2017 年	2018 年	全体
	1325 企業	1351 企業	2676 企業・年
差引			
要件 1	(4)	(3)	(7)
要件 2	(215)	(243)	(458)
要件 3	(228)	(260)	(488)
要件 4	(3)	(1)	(4)
最終サンプル	875 企業	844 企業	1719 企業・年

6. 分析結果

表 3 は記述統計量をまとめた表であり、それぞれの変数について平均値、標準誤差、第一四分位、中央値、第三四分位が記載されている。*ADSize* の平均は 3.833 であった。監査役会設置会社において監査役を 3 名以上置くことが求められているが、求められている人数を最低限の人数の監査役を置いている企業が多いことが分かる。一方で、*Ind_D* の標準偏差は 0.0968 であり、ばらつきが小さいことが分かる。

表 3 記述統計量

変数	N	平均値	標準偏差	p25	中央値	p75
<i>LnIA</i>	1719	1.7400	0.7754	1.0986	1.0694	2.1972
<i>ADSize</i>	1719	3.8336	0.7367	3.0000	4.0000	4.0000
<i>PctExpA</i>	1719	0.3128	0.2310	0.1667	0.3333	0.5000
<i>Ind_D</i>	1719	0.2674	0.0968	0.2000	0.2500	0.3333
<i>LnAssets</i>	1719	11.7054	1.4908	10.6704	11.5560	12.5742
<i>LEV</i>	1719	0.0983	0.1132	0.0032	0.0625	0.1493
<i>CFO</i>	1719	7.3350	5.4152	4.3798	6.9236	10.1917
<i>PBR</i>	1719	1.5915	1.5337	0.8044	1.1320	1.7320
<i>Dif_Owner</i>	1719	0.1745	0.1341	0.0776	0.1190	0.2302
<i>DIR</i>	1719	3.6147	7.7794	0.1315	0.4782	2.8969
<i>NumSeg</i>	1719	4.4898	2.9801	0	5.000	7.0000
<i>LnAge</i>	1719	4.1967	0.5617	3.9512	4.2767	4.5747

次に表 4 は相関係数表である。*LnIA* と *ADSize* は正の相関関係があり、仮説と整合的な関係であった。*LnIA* と *PctExp_A* の間には正の関係があり、これは仮説とは反対の関係であった。

さらに、表 5 は回帰分析の結果をまとめたものである。*ADSize* の係数は正(0.133)であり、1%水準で有意である。これは、監査役の数が多いほど内部監査部門への規模が大きくなることを示す。したがって、仮説 1 は支持された。一方で、*PctExpA* の係数(0.00413)は正であるものの、有意ではない。したがって、監査役会に占める財務・税務の専門家あるいは法律の専門家の割合が大きいと、内部監査部門への規模が小さくなるとは言えず、仮説 2 は支持されなかった。つまり、内部監査部門の機能と監査役の機能は代替的なものではなく、補完的なものであるといえる。

また、*LnAssets* の係数が正で有意であった。したがって、企業規模が大きいほど内部監査部門投資規模が小さくなることを示唆しており、先行研究と整合的である。

表 4 相關係數表

	<i>LnIA</i>	<i>ADSize</i>	<i>PctExpA</i>	<i>Ind_D</i>	<i>LnAssets</i>	<i>LEV</i>	<i>CFO</i>	<i>PBR</i>	<i>Dif_Owner</i>	<i>DIR</i>	<i>NumSeg</i>	<i>LnAge</i>
<i>LnIA</i>	1.000											
<i>ADSize</i>	0.518	1.000										
<i>PctExpA</i>	-0.079	-0.192	1.000									
<i>Ind_D</i>	-0.016	-0.027	0.080	1.000								
<i>LnAssets</i>	0.711	0.599	-0.111	-0.064	1.000							
<i>LEV</i>	0.284	0.205	-0.069	0.010	0.384	1.000						
<i>CFO</i>	-0.003	0.020	0.022	0.039	-0.079	-0.141	1.000					
<i>PBR</i>	-0.128	-0.095	0.075	0.115	-0.254	-0.071	0.390	1.000				
<i>Dif_Owner</i>	-0.135	-0.122	-0.010	-0.013	-0.230	-0.125	0.084	0.204	1.000			
<i>DIR</i>	-0.297	-0.255	0.160	-0.046	-0.384	-0.075	0.164	0.425	0.214	1.000		
<i>NumSeg</i>	0.166	0.158	-0.119	-0.076	0.252	0.1269	-0.092	-0.178	-0.188	-0.190	1.000	
<i>LnAge</i>	0.2001	0.1860	-0.1107	-0.072	0.292	0.0453	-0.162	-0.381	-0.265	-0.414	0.196	1.000

表 5 回帰分析

	係数	t 値
ADSIze	0.113***	3.125
PctExp_A	0.00413	0.0657
Ind_D	0.126	0.970
LnAssets	0.339***	17.93
LEV	0.421	1.343
CFO	0.0026	0.956
PBR	0.0138	1.193
Dif_Owner	0.224	1.149
DIR	-0.00527	-1.591
NumSeg	-0.00228	-0.394
LnAge	0.0407	1.396
YearD	Yes	
IntustryD	Yes	
Adj.R ²	0.554	
Obs.	1719	

***は 1%水準、**は 5%水準、*は 10%水準で統計的に有意であることを示す。

7. おわりに

本章の目的は、内部監査への投資規模の決定要因を明らかにすることであった。その結果、内部監査部門への投資規模を決めるのは、監査役会の大きさであることが分かった。監査役会の規模が大きいほど、内部監査部門の規模が大きくなる関係である。このことから、監査役の機能と内部監査の機能は、代替的な関係ではなく、補完的な関係であるといえる。また、監査役会の規模以外に内部監査部門の規模を決める要因は企業規模であることが分析の結果分かった。

本研究の貢献は、いくつかある。まずは、内部監査部門の規模の決定する要因の 1 つが監

査役会の特徴であることを明らかにした点である。また、監査役会と内部監査部門の間に補完的な関係がある可能性を示唆した点である。さらに、企業規模が内部監査への投資規模の決定要因の 1 つであり、企業規模が大きいほど内部監査部門へ投資を行うことを明らかにした点である。

しかしながら、本研究にはいくつか限界がある。まず、内部監査への投資規模を、金額ではなく内部監査への投資規模を内部監査部門の人員数で測定した点である。同じ人数の内部監査部門であっても、同じ金額が投資されているとは限らない。また、内部監査に必要な資源は人的な資源だけではないため、内部監査部門の人数だけで、内部監査部門への投資規模を捉えきれていない可能性がある。さらに、対象とした企業が全て、有価証券報告書において内部監査部門の人数を明記しているわけではない。そのため、本研究では明記していない企業はサンプルから除外したが、サンプルに偏りが存在する可能性がある。

本稿は、2020 年に神戸大学大学院経営学研究科に提出した博士論文の一部を加筆・修正したものであり、今後のこの研究の展望としては、まずは上記の限界を克服する必要がある。また、2020 年頭から始まったコロナ禍により企業の IT 化や DX 化が進み、企業を取り巻く環境や実務の状況は著しく変化した。この点が内部監査部門規模の決定にどのような影響を与えるかを、検討する必要があると考える。

注

- 1) 清原ら(2019)によると、「監査役監査基準」はあくまでも各社が自社の基準を策定するための参考資料であるが、多くの会社において取り入れられているものと解することができる。

参考文献

- Anderson U L., M H. Christ, K M. Johnstone, and L E. Rittenberg. (2012). A post-SOX examination of factors associated with the size of internal audit function. *Accounting Horizons* Vol.26, No.2, pp167-191.
- Barua, A., D. V. Rama, and V. Sharma. (2010). Audit committee characteristics and investment in internal auditing. *Journal of Accounting and Public Policy* 29: 503–513.

Costello, M. and R Wittenmberg-Merman. (2005). The impact of financial reporting quality on debt contracting: Evidence from internal control weakness report. *Journal of Accounting Research*, Vol. 49, No. 1, pp.97-136.

清原健・武井洋一・三宅英貴・鈴木正人・南部芳子・谷口靖美・結城秀彦・町田祥弘 (2019) 『会計不正の予防・発見と内部監査—リスク・マネジメントとガバナンス強化に向けた活用』 同文館出版.

公益財団法人監査役協会 (2021) 『監査役監査基準』 公益社団法人監査役協会のウェブページ(<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-2526/>)にて掲載されている。(2024/01/09 最終閲覧).

Serens Gerrit. and M J. Abdolmohammadi. (2011). Monitoring effect of the internal audit function: Agency theory versus other explanatory variables. *International Journal Auditing* vol.15, pp1-20.